

粕屋町立粕屋西小学校いじめ防止基本方針

1 粕屋西小学校いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 粕屋西小学校いじめ防止基本方針策定の意義

本校においては、これまで、いじめ問題の解決を目指して「いじめアンケート」等を実施して現状を把握し、早期発見と早期対応に努めてきたところである。

しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本校においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、法の趣旨を踏まえ、国と福岡県の基本方針を参考に、本校において、いじめの防止等がより、組織的かつ計画的に実施されるよう「粕屋西小学校いじめ防止基本方針（以下『西小基本方針』という。）」を定めた。

西小基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」「県基本方針」及び「粕屋町基本方針」に沿っていじめの問題に対する本校の役割と責任、取り組むべき事柄を明確化することとした。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や県、粕屋町、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方

国のいじめ防止基本方針は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

2 いじめの定義及び防止に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。また、児童間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。常に児童の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるように指導する。

《いじめの特徴》

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、**生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。**
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の**構造上の問題**（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在により、集団全体にいじめを許容する雰囲気形成される。

(2) いじめの防止等に関する考え方

国の方針や県の方針、粕屋町の方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、「いじめを生まない教育活動の推進」、「いじめの早期発見の取組の充実」、「早期対応と継続的指導の充実」、「地域・家庭との積極的連携」、「関係機関との密接な連携」を継続的に図っていく。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点を重視し指導する。

いじめを許さず、正しいことを正しいと言える**強い心**やいじめられている子や困っている子を思いやる**温かい心**をもち、周りの人と**強調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子ども**を育てるために、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・ 全ての児童に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・ 児童の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・ 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・ いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重

また、学校だけでなく、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要であり、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動

の推進」、「基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

② いじめの早期発見の取組の充実

本校においては、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

ただし、いじめには次のような特徴や最近の傾向がある。

- ・いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。
- ・遊びやふざけあい装って行われる。

そこで、学校・家庭・地域の全ての大人が連携し、児童のわずかな変化に気付く力を高め、情報交換を行うことは大変重要である。人間関係のささいなトラブルでもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、本校においては、いじめの早期発見の取組として、「定期的なアンケート調査」「教育相談の実施」「相談窓口の周知」等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図る。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していく。そのために、いじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修を充実させる。

④ 地域・家庭、関係機関との積極的連携

いじめの問題の解決のために、P T Aを中心とした家庭や地域（民生児童委員、区長）、関係機関（粕屋町スクールソーシャルワーカー、粕屋町教育委員会、粕屋町子ども未来課、粕屋警察署、福岡県児童相談所、学校医）との連携体制を構築する。

3 いじめの防止等に対する学校の施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

《いじめ防止対策委員会》

< 構 成 員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

※協議や対応する内容に応じて、粕屋町スクールソーシャルワーカーにも出席してもらう。

< 活 動 >

- ① いじめ防止年間計画の作成・実行・評価・改善
- ② いじめの早期発見のための取組計画及び進捗状況
- ③ いじめの疑いのある事案の情報収集・記録・共有
- ④ いじめの早期対応についての方針等の決定

< 開 催 >

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

< 関係機関との連携 >

外部関係機関との連携窓口・・・教頭

※必要に応じて、P T A（本部役員、学年・学級委員）、地域（民生児童委員、区長）、粕屋町（町教育委員会、スクールソーシャルワーカー、子ども未来課）、福岡県児童相談所、学校医と情報交換したり対応・対策等について協議したりする。

(4) いじめ防止等のための施策

① いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「わかる授業」を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知する。

【教育活動の基盤】

- 「感動の循環」を意識した「わかる授業」を展開し、自尊感情を高める。

【命の教育の推進】【人間関係・集団づくりの推進】

- 道徳の時間、「ちくちく言葉・あったか言葉」週間の取組、人権週間の取組、全校朝会での命の大切さの指導等を計画的に実施する。

【体験活動の推進】

- 人に感謝し、人の役に立つ貢献活動を推進する。

【基本的生活習慣の定着と規範意識の育成】

- もくもく掃除（黙働）、挨拶、廊下歩行の指導を徹底する。
- 生徒指導の非行防止学習を計画的に実施する。

《インターネットにおけるいじめの防止》

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットや携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会などを実施する。

② いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめアンケートを実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

【いじめの調査等】

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは気付きにくい」という認識をしっかりと持ち、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおりに実施する。

- インターネットを通じた「いじめ」についての質問項目を設ける。
- 記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示す。

- ① 児童対象いじめアンケート調査 月1回（8月を除く）
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、10月）
- ③ 教育相談週間（6月、10月、2月）
- ④ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（随時）
 - ※ 昼休み等の教師の目が届きにくい時間もあるため、授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
 - ※ 日常的な児童観察やいじめアンケート調査から、些細な危険信号を見逃さないようにし、必ず聞き取り調査を行う。

③ いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、次のとおり相談体制の整備を行う。

- いじめ相談窓口を設け、いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめに係る相談を受けた場合は、情報の共有化が図れるように、記録を残しておく。
- スクールソーシャルワーカーの活用

【いじめの相談・通報窓口】

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

教頭 (城戸 昭彦)、養護教諭 (関 亜希子)、主幹教諭 (木下 美智代)
特別支援教育CO (岩松 みどり)
電話 611-8123

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

①教育委員会 教育相談室 (サンレイクかすや)

電話 938-0100

②教育委員会学校教育課 (粕屋町役場)

電話 938-2311 (役場代表) 938-0182 (直通)

④ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

- ①「学校いじめ防止基本方針」をもとにしたいじめ防止に関する考え方や未然防止、早期発見・対応の仕方、重大事態発生時の対応等の研修 (4月)
- ②いじめの防止に特化した研修 (夏季休業中)

⑤ 保護者・地域等への働きかけ

いじめの早期発見・早期対応ができるように、家庭と連携した取組を実施したり家庭や地域にいじめ防止に関する取組を啓発したりする。

- ①「学校いじめ防止基本方針」(概要)の配布 (5月)
- ②「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」の配布 (5月)
- ③いじめの防止に特化した研修会や講演会の実施 (年間1回)

4 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から組織的対応の展開

1 いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・児童生徒や保護者からの訴え
- ・「いじめアンケート」から発見
- ・校内の先生等からの情報提供

最初に
認知した
教員等

→ 学級担任 → 生徒指導 →
< 学年主任 >

校長
教頭



2 対応チームの編制

⇒ [いじめ対策委員会の立ち上げ]

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学級担任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等事案に応じて編制する。



3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童生徒からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当



4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に個別に行う。
- ・「いつ、どこで、誰が、誰に、何をした」という事実を明らかにする。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。



5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※ 心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 日記ノートや交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

※ 被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。

◎出席停止制度の生徒・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童生徒に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
 - 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
 - これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

②いじめ加害者の保護者との連携

- 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

5 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校による対処)

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<例>

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を被った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ①発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長
- ②校長⇒教育委員会学校教育課

- ※ 緊急時には、臨機応変に対応する。
- ※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
- ※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ対策委員会の招集
- ②教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③調査方法：<事実の究明>
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④警察への通報など関係機関との連携

7 公表・点検・評価

- ①学校通信やPTA総会を通して、学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ②年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ③年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価する。
- ④いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。

8 いじめ防止等の年間計画

月	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4月	○職員研修（いじめ対策の基本方針の確認） ○相談ポストの設置 ○いじめチェックリストの活用 ○生徒指導部会で問題事象発見と職員会での報告（毎月）	歓迎遠足	家庭訪問 学校生活アンケート 教育相談	
5月	○運動会の指導方針についての確認 ○気になる子の共通理解	運動会	学校生活アンケート 教育相談	
6月	○就学指導委員会との連携	プール学習	学校生活アンケート・教育相談 QU アンケート 学級集会	
7月	職員研修（児童理解について） ※SCの活用	夏期休業前の集会 個人懇談	無記名アンケート・教育相談	
8月	○QUアンケートの結果の考察と学級経営計画・児童支援計画作成			
9月	○いじめのチェックリストの活用	人権参観	学校生活アンケート・教育相談学級 集会	
10月	○西っ子ワールドの学年練習（児童間の関わり）	秋の遠足	学校生活アンケート 教育相談	
11月		西っ子ワールド	学校生活アンケート・教育相談 QUアンケート	
12月	○QUアンケートの結果から支援計画の修正 ○いじめのチェックリストの活用	人権週間 冬期休業前の集会	無記名アンケート 教育相談	
1月			学校生活アンケート・教育相談 学級集会	
2月	○お別れ集会の学年練習（児童間の関わり）		無記名アンケート 教育相談	
3月		学年末休業前の集会	学校生活アンケート・教育相談	

※ いじめの重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をして、関係する職員で共通理解を図りながら、校内委員会を中心に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして適切に対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。